（前のページより続き）

○道路に関する件
（中国地方整備局一二〇）　六五
○道路に関する件
（九州地方整備局一五七～一五九）　六六
○道路に関する件
（北海道開発局一九八、一九九）　六六

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十八年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）　六六
平成二十八年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について（同）　六六
平成二十八年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について（同）　六七
平成二十八年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について（同）　六七
平成二十八年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について（同）　六七
平成二十八年度一級建設機械施工技術検定及び二級建設機械施工技術検定の実施について（同）　六七

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六八
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、個人型年金規約の一部を変更する規約、農業会議組織変更（兵庫県、福岡県）関係　一〇〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇五

府令・省令

○内閣府令・総務省令第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　健康保険法第百五十条第一項又は第二項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務

第四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　船員保険法第百十一条第一項又は第二項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項の求職の申込みの受理に関する事務

二　職業安定法第五条の六第二項の試問及び技能の検査に関する事務

三　職業安定法第十九条の公共職業訓練のあっせんに関する事務

四　職業安定法第二十三条の適性検査に関する事務

五　前各号に掲げるもののほか、職業安定法第五条第三号の職業紹介又は同条第五号の職業指導に関する事務

第七条第一号中「認定」の下に「若しくは同法第十九条の三第一項の小児慢性特定疾病医療費若しくは同法第二十四条の三第一項の障害児入所給付費の支給」を加え、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　児童福祉法第十九条の六第一項の医療費支給認定の取消し又は同法第二十四条の四第一項の入所給付決定の取消しに関する事務

第七条第二号の次に次の一号を加える。

三　児童福祉法による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務

第七条に次の二号を加える。

九　児童福祉法第五十七条の四第二項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務

十　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務